



## 消費者視点で学ぶ「倒産」に遭ったら

瀬戸 和宏 Seto Kazuhiro 弁護士

東京弁護士会消費者問題特別委員会委員、日弁連消費者問題対策委員会幹事、クレジット・リース被害対策弁護団団員、カンボジア不動産投資被害弁護団団長等



### ● はじめに

「通っていたエステサロンが突然閉店した」「旅行会社が倒産し旅行に行けなくなった」「海外留学あっせん業者が倒産し留学できなくなった」「事業者から約束した配当が支払われなくなった」などという事態に遭遇してしまうことがあります。最近では、歯科矯正治療途中で歯科医院が閉院してしまい、治療を受けられないという相談が多数寄せられ、マスコミに取り上げられたことは記憶に新しいところです。少し前になりますが、「クレジット契約を利用して学習教材を購入してもらうが、モニター料を支払うから実質負担がない」などと説明して信用させ、次々に教材を販売していた事業者が相次いで倒産し、消費者にはモニター料の支払いもなくクレジット債務だけが残ったというトラブルも発生しました。

このような場合に、消費者はどのように対応したらよいのかを考えます。

なお、「倒産」とは、一般的には、事業者が資金繰りに窮し、弁済しなければならない債務を支払えず、事業の継続が困難となった状態をいいます。

### ● 倒産した事業者の対応により 消費者の対応も変わる

事業継続ができなくなった事業者の対応は大きく分けると3つです。1つ目は破産や民事再生という法的手続を裁判所に申し立てる、2つ目

は債権者と話し合って合意解決をめざす(「私的整理」という)、3つ目は何もしないことです。何もしないという場合には、行方をくらましてしまう場合と、逃げはしないが何も対応しない場合とがあります。事業者のこれらの対応は、消費者が多重債務に陥った場合と同様です。異なる点は、事業者が法人である場合には、破産や解散をしたことによりその事業者が消滅してしまうことです。

1つ目の法的手続が取られた場合には、消費者は、破産者に対する関係では、その手続の中でしか権利行使ができません。2つ目の私的整理の場合には、事業者の申入れ内容を検討して、諾否の判断をすることになります。3つ目は、積極的に自らの権利を行使するか否かを検討することになります。

権利行使を考える場合には、誰に対して、どのような権利を行使できるか、権利行使の結果得られる利益とそのための費用とを勘案して権利行使をするか否かを判断することになります。実現をめざす権利の内容は、契約内容の履行ですが、それができないならば、経済的損失の回復です。経済的損失の回復については、契約当事者である事業者に対するもののほか、事業者が法人の場合にはその役員に対し、また、法人か否かを問わず、勧誘者その他の関与者に対する損害賠償請求が考えられます。1つ目の場合で事業者しか破産しない場合も同様です。さらに、事業者や役員を破産させて、破産管財人の調査、配当に期待することも選択肢となります。

## ● 弁護団について

被害者が多数の消費者事件では、多数の被害者の受け皿として弁護団\*<sup>1</sup>ができることがあります。しかし、必ず弁護団ができるわけではありませんし、1つの事件に複数の弁護団ができることもあります\*<sup>2</sup>。また、被害者がグループを作り、少数または1人の弁護士に集団で依頼することもあります。弁護団を作るかどうか、被害者グループの依頼を受けるかどうかは弁護士側の判断になります\*<sup>3</sup>。弁護団に依頼するか、どの弁護団に依頼するか、弁護団ではなく個別に弁護士に依頼するかは、被害者が判断するしかありません。

弁護団や弁護士は、募集期限を設定し、それ以後の依頼を受け付けられないこともあります。これは、弁護団や弁護士側の事務処理上の都合のほか、被害を取り戻す事件では、多数の被害者で取り戻したお金を分配する関係上、新たな被害者を受け入れることで、先に依頼を受けた被害者に不利益となる結果を招くことになるからです。新たな被害者を受け入れるには、先に依頼した被害者の同意が必要です。

したがって、ようすをみて依頼するか否かを決めようとしていると依頼を受けてもらえないこともあります。

これに対し、事業者の倒産によりクレジット債務を請求されているという事案の場合には、被害者間で利害が相反する関係にはないので、数次にわたり依頼を受け付けることもあります。

被害者が集団となるメリットとデメリットも検討する必要があります。一般的なメリットと

しては、集団化することで多くの情報や証拠が集まり、事業者の違法行為の立証が容易になり、また、個別に弁護士を依頼する場合に比較して、弁護士費用や調査費用などの1人当たりの負担が少額となることが期待できます。また、自分だけではないという安心感もあります。半面、被害回復をめざす場合には、取り戻したお金を<sup>あんぶん</sup>按分することとなるので、十分な満足を得られない<sup>がいぜん</sup>蓋然性も高くなります。また集団で訴訟をした場合、単独で訴訟をした場合に比べて、解決までの時間が長くなるようです。

なお、事業者が破産した場合には、弁護団に依頼している被害者と、依頼していない被害者との間で、破産配当に違いが生じることは、原則としてありません。

## ● ケースごとの対処と予防

### 1 投資取引を勧誘する事業者が倒産した場合 (1)兆候が表れたら相談を

事業者が約束した支払いを遅滞するようになった、連絡が取れなくなったなどいろいろな段階があります。

事業者が「倒産」した場合には、破産手続による配当となりますが、配当はあっても極めて少額という場合がほとんどです。そのため、事業者が破産しない場合や、事業者が破産した場合でも、前述のように事業者以外の者に対する権利行使を検討することになります\*<sup>4</sup>。多数の被害者が存在する一方、事業者らの財産は限られており、早い者勝ちとなることがあるので、被害回復案件については、倒産の兆候がみられたら、ようすをみるのではなく、まず、弁護士な

- \*1 ここで「弁護団」とは、事務所も異なる複数の弁護士が共同して受任する場合を想定している。最近では、1人の弁護士または単一事務所が、多数の被害者から委任を受ける場合もある
- \*2 複数の弁護団ができる場合の1つとして、被害者が各地に分散している場合がある。このような場合には、各地で弁護団ができるが、各地の弁護団の間で情報を共有し、同水準での受任、解決をめざすことが多い
- \*3 被害者多数で消費生活センターからの強い要望で弁護団ができることもあるし(株式会社愛染苑山久、株式会社エフォートカンパニー)、投資被害の発生を放置できないとして弁護士が自主的に集まり、自ら資金を出し合って予納金を作り、破産申立をし、役員の責任追及をすることもある(ジャパンライフ株式会社)
- \*4 金融商品取引法の際間がねらわれ、合同会社による詐欺的な社員権販売の被害が続いた。金融庁では注意喚起を行ったが、いずれの会社も破産手続を取っていない。したがって、個々の被害者が個別にあるいはグループを作って弁護士に被害回復のための相談をしている(2023年11月時点)

どの第三者に相談をすべきです。

## (2)被害にあわないために

そもそも投資の成果は不確実なのですから、元金や元本を保証する、分配金の支払いを確約する、高額な利益を約束するような話には、十分な注意をすることが大切です\*<sup>5</sup>。

## 2 代金を前払いしたがサービスを受けられない場合

### (1)前払金の回収は難しい

例えば、通っていたエステサロンが閉店してしまったという場合、エステを受ける都度料金を支払っていたという場合には、エステサービスを受けられなくなりますが、経済的な損失は、当初の入会金や必要だと言われて購入した商品などに限定されます。問題は清算されない前払金で、破産となっても、返金される可能性は低いです。

エステサロンの営業を引き継ぐという事業者が現れ、追加の費用を支払えば継続してエステを受けられると説明される場合があります。応じる義務はありませんが、他方、当然には、事業を引き継ぐという事業者に対し、エステサービスの提供を求める権利はありません。

閉店したが破産手続を取らない場合には、エステ契約の当事者に対する不当利得返還請求のほか、前払金を支払わせたことに違法性が認められれば損害賠償請求を検討することになります。損害賠償については役員責任の追及も検討することになります。

エステ料金をクレジットで支払っている場合については、後述します。

## (2)被害にあわないために

事業者は、スタッフの賃金のほか、店舗の賃料や公共料金、その他の設備費を負担しますから、エステの場合でいえば、サービス提供料

が少なくともスタッフの賃金の額を超えなければ事業として成立しません。したがって、低料金をうたい文句として客を募集している場合、あるいは前払いチケットのまとめ買いで大幅割引という場合、スタッフの賃金が安くなるわけではないので、資金繰りが厳しいか、どこかからくり\*<sup>6</sup>がなければあり得ないこととなります。消費者としては、サービス料金の安さに飛びつくことには、注意が必要です。

なお、特定商取引法の特定継続的役務提供の規定には、役務提供開始前に5万円を超える金額を受領する事業者は「その業務及び財産の状況を記載した書類」の備え置きが求められています(同法45条)。この規定は、既払金の返還を受けられなくなるといった状況を回避するための手段として、事業者の財産状況を把握できるようにするためです。

## 3 クレジット払いを利用した場合

クレジットを利用して事業者に代金を支払った場合で、割賦販売法が適用される場合(2カ月を超える支払いの場合)には、事業者の倒産による不利益を回避できる場合があります。

商品の引渡やサービスの提供が終了しておらず、かつクレジット会社に未払いがある段階で事業者が倒産した場合、商品の引渡やサービスの提供を受けていない限度で、抗弁の対抗によりクレジット会社からの請求を拒むことができます。

また、特定商取引法の訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供及び業務提供誘引販売取引で個別信用購入あっせんを利用した場合には、個別信用購入あっせん契約自体のクーリング・オフ、過量販売解除、不実告知等を理由とする取消しによりクレジット会社からの請求を拒むほか、既払金の返還も認め

\*<sup>5</sup> 独立行政法人国民生活センター「2024年版くらしの豆知識」『契約前のチェックリスト』56、57ページ参照

\*<sup>6</sup> 例えば、チケットの有効期限内では消費できないほどの回数分のまとめ買いをしたが、予約が取れずチケットを使う機会を与えられないまま有効期限が徒過してしまうなどが考えられる。また、安さに釣られて店舗に行くと、広告とは違い高額な契約の締結を執拗(しつよう)に迫られるなどが考えられる

られます\*7。

## ● 事業者が倒産した場合の救済制度

事業者の倒産に備え、法令により一定の救済制度が設けられている事業があります。

### (1) 旅行業者が倒産した場合

旅行業法では、旅行業協会の正会員である旅行業者が倒産した場合には「弁済業務保証金制度」により、旅行業協会の正会員以外の旅行業者の倒産については「営業保証金制度」により返金を受けられる可能性があります。弁済請求額の合計が弁済限度額あるいは営業保証金額を超えるときは、請求額での按分となります。

### (2) 宅建業者が倒産した場合

売主が宅地建物取引業者である場合、手付金を払ったにもかかわらず、不動産業者が倒産し、不動産の引渡しを受けられない場合、支払った手付金については、宅建業法による弁済業務保証金や営業保証金から返金を受けることができます。ただし、1事業者につき弁済業務保証金や営業保証金の上限金額の範囲内(1000万円だが、支店があれば1支店当たり500万円が加算される)での返金になります。さらに、弁済業務保証金については宅地建物取引業保証協会による認証を受けた順に支払いを受けるので、こちらは、旅行業の場合と違い、早い者勝ちです。

また、宅建業法には手付金等の保全措置が定められています。ただし、保全措置が義務づけられているのは、売主が宅建業者である場合で、工事完了前の宅地または建物の場合には、手付金等の合計が代金額の5%または1000万円を超えるとき、完成した宅地または建物の場合には代金額の10%または1000万円を超えるときに限られています。

### (3) 保険会社が倒産した場合

保険契約は長期間の契約なので、保険金の受け取りが完了するまでの間に保険会社が倒産す

ることもあります。そのような事態に備えて、保険契約者を救済するしくみとして、保険業法に基づき生命保険と損害保険それぞれに契約者保護機構があります。日本で生命保険や損害保険を販売している保険会社はすべて、それぞれの機構に加入しています。

救済の方法として①別の保険会社(救済保険会社)が保険契約を引き継ぐか、②救済保険会社が現れないときは、保護機構または保護機構が設立する子会社が承継保険会社となり契約を引き継ぐこととなっています。ただし、保険条件や受け取ることができる保険金等が見直されません。いずれにしても、保険会社が倒産した場合、慌てて解約する必要はありません。

とはいえ、保険契約を締結する前に保険会社の評判や経営状況、信用格付けなどをチェックすることが大切です。

### (4) 金融機関が倒産した場合

金融機関も破綻(はたん)することがあります。その場合に備え、預金保険制度(いわゆる「ペイオフ」)があります。保護されるのは、1金融機関ごとに合算して、預金者1人当たり元本1000万円までと破綻日までの利息です。保護範囲を超える部分や保険制度の対象外の預金等(外貨預金、譲渡性預金、金融債など)は、破綻金融機関の財産状況に応じて支払われることとなります。

### (5) 証券会社が倒産した場合

証券会社は、金融商品取引法により、顧客から預かった資産を、自社の資産と区別して管理する「分別管理」が義務づけられているので、証券会社が破綻しても、顧客の資産は影響を受けません。証券会社が分別管理を怠っていた場合でも、投資者保護基金による補償制度が設けられており、1人当たり1000万円を上限に補償されます。金融商品自体に内在するリスクが顕在化した損失は、自己責任です。

\*7 名古屋地裁半田支部令和4年3月29日判決